

岩手県告示第798号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市太田地区及び石鳥谷町大興寺地区並びに和賀郡西和賀町沢内川舟地区地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月28日から平成31年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）